

公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

法整備の経緯

平成16年11月議員立法として、161臨時国会に提出（継続審議）

平成17年 1月衆院国土交通委員長提案として162通常国会提出

平成17年 3月30日 同法可決成立

平成17年 4月 1日 同法施行

目的（法第1条）

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進

定義（法第2条）

公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第二項に規定する公共工事をいう。（公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事のこと。）

基本理念（法第3条）

○公共工事の品質は、次の①～③により確保

- ①国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たす
- ②経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされる
- ③より適切な技術又は工夫

○公共事業の品質確保に当っては、次の①～④が図られるよう配慮

- ①受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化
- ②民間事業者の能力（技術提案、創意工夫等）の活用
- ③発注者と受注者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行等
- ④基本理念の主旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質の確保

政府等の取組み（法第4，5，8，9，10条）

○政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定。

関係省庁、地方公共団体等は、基本方針に基づき必要な措置を実施するよう努力。

○政府は、関係行政機関による協力体制の整備等を措置

発注者の責務（法第6条）

- 発注者は、基本理念に則り、発注関係事務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査・施工状況の確認・評価等）を適切に実施
- 発注者は、施工状況の評価等の資料が有効に活用されるよう保存及び措置。また、発注関係事務実施に必要な職員の配置等に努力

受注者の責務（法第7条）

- 基本理念にもとより、契約された公共工事を適正に実施するとともに、必要な技術的能力の向上に努める。

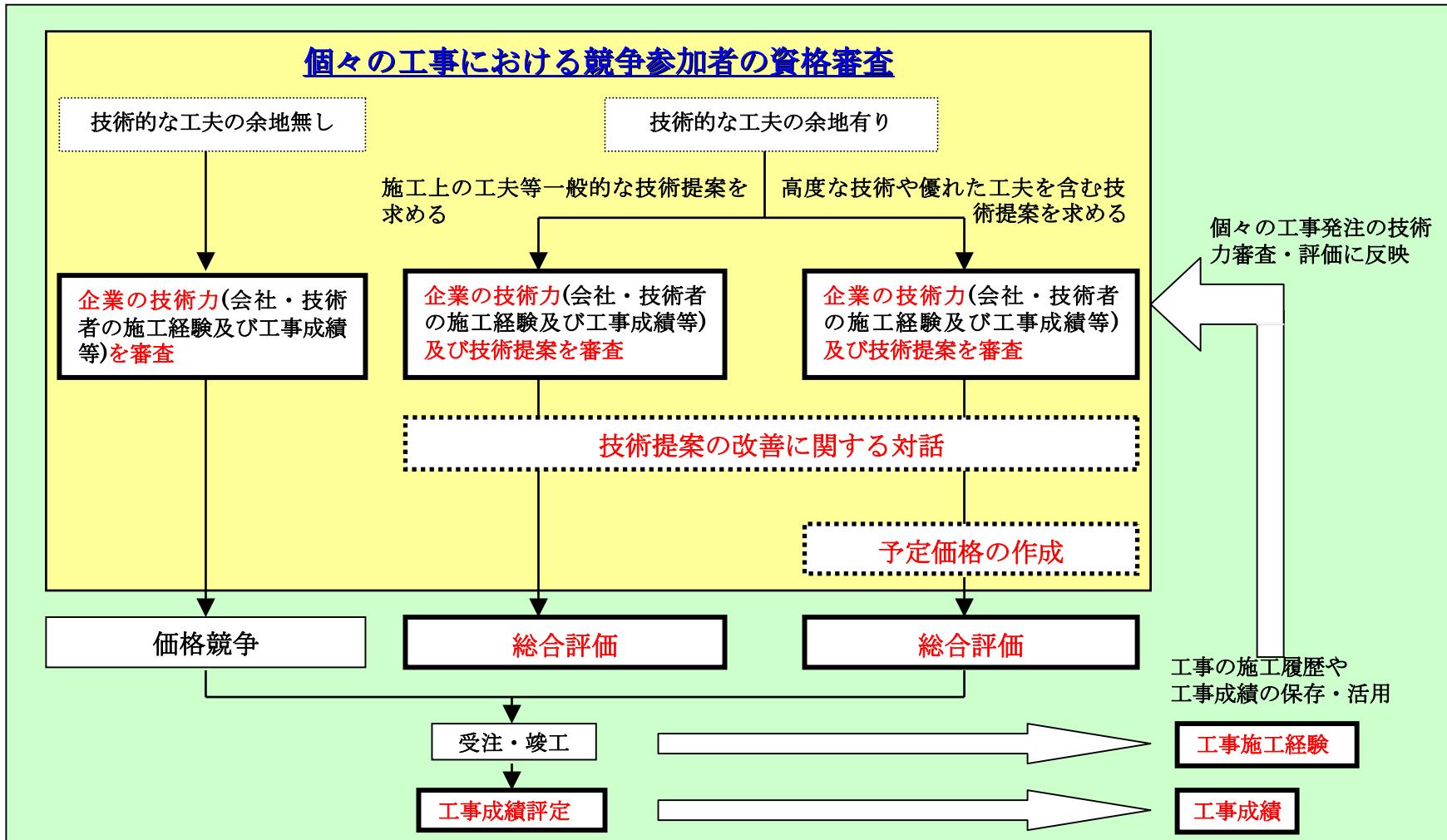
品質を確保するための発注手続き（法第11、12、13、14条）

- 発注者は、競争参加者の技術的能力（工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等）を審査
- 発注者は、競争参加者から技術提案を求めるよう努力し、（工事の内容からみて必要がない場合は除外）、これを適切に審査・評価。この際、公平性・透明性を確保するよう措置
- 発注者は、審査において技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが可能。その過程の概要は公表
- 発注者は、高度な技術等を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査後に予定価格を定めることが可能。この際、中立の立場で公正な判断が出来る学識経験者の意見を聴取

発注者の支援（法第15条）

- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である時は、国、地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。
その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定
- 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することが出来る者の育成等に努力

個々の工事における技術力の評価・活用



※技術提案：当該工事の品質に関する技術資料のこと。評価項目としては、機能、使いやすさ、安全性、耐久性、美観等、社会資本が有すべき性能、及び工事目的物の出来形、出来ばえ等の品質並びに工事中の安全性、利用者の利便性への影響、工事による環境への影響、公共の福祉等公共工事を実施する上で考慮すべき性能等がある。

※□は、法案で規定する事項